## 審査基準 (公表用)

様式第3号

所管部(局)·課 農林水産部 生産者支援課

_	<u>所管部(局)・課 農杯水産部 生産者文援課</u>									
法令名	水産業協同組合	同組合法			沒	<b></b> 卡令番号	昭和 23 年法律第 242 号			
手続名	合算信用供与等	算信用供与等限度額を超える特例の承認 (漁協)			村	艮拠条項	第11条の14第25 4第1項ただし書準用		(第11条の1	
水産業協同組合法施行令(平成5年政令第328号)第10条第10項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第2号)第19条第1項の規定によることとする。  審査基準										
受付 生産 機関	支援課 処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	標準	性処理期間 標準経由	1月 由期間 日	目次 No.	8 2	